

平成14年5月20日

各位

会社名 株式会社日本システムディベロップメント
代表者の役職氏名 取締役社長 小岸 勲
問い合わせ先 (コード番号: 9759 東証・大証第一部)
常務取締役総務本部長 羽倉仙一郎
(TEL 06-6449-4600)

新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ (商法第280条ノ20及び第280条ノ21に規定する新株予約権の付与)

当社は、平成14年5月20日開催の取締役会において、平成14年4月1日施行の「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)により改正された商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施を目的として、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成14年6月27日開催予定の当社第33回定時株主総会に提案することを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当社取締役および使用人の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、長期的な業績向上を図ることを目的として、新株予約権を無償で発行する。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権割当ての対象者

当社取締役および使用人のうち一定の者(以下「対象者」と総称する。)

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 467,500株を上限とする。

なお、当社が株式分割(配当可能利益または準備金の資本組入れによる場合も含むものとし、以下同様とする。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

合計 4,675個を上限とする。

(新株予約権の1個当たりの目的たる株式数100株。ただし、上記(2)に定める株式数の調整を行った場合、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

(5) 新株予約権の行使に際し払込をなすべき額

新株予約権の目的たる株式1株当りの払込金額は、東京証券取引所における権利付与日の前月終値平均と発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い方の金額に1.05を乗じた金額(以下「払込価額」という。)とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後払込価額 = 調整前払込価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株発行(時価発行による公募増資、ストックオプションによる権利行使の場合は除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(5) 権利行使期間

平成16年6月28日から平成18年6月27日まで

(6) 権利行使の条件

対象者は、以下の期間毎に、付与された権利の一部または全部を行使することができるものとする。

イ. 平成16年6月28日から平成17年6月27日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができるものとする。但し、行使可能な株式数が1単元の株式数またはその整数倍に満たない場合、1円未満の株式数を切り上げ、単元株式数の整数倍の株式数につき権利行使ができるものとする。

ロ. 平成17年6月28日から平成18年6月27日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができるものとする。

対象者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役または使用人であることを要する。ただし、対象者が取締役または使用人の地位を喪失した場合、以下の各号に定める事由に基づく場合には、前記(5)および以下の各号の規定の範囲内で、本新株予約権を行使することができるものとする。

イ. 対象者である取締役が、任期満了により取締役の地位を喪失した場合、その地位を喪失した日から2年以内に限り、前記(6)の定めにかかわらず、付与された新株予約権の全部を行使することができるものとする。

ロ. 対象者である使用人が、転籍出向を理由として退職した場合、退職の日から2年以内に限り、前記(6)の定めにかかわらず、付与された新株予約権の全部を行使することができるものとする。

ハ. 対象者である使用人が、当社就業規則39条(定年)の規定によりその地位を喪失した場合、その地位を喪失した日から2年以内に限り、前記(6)の定めにかかわらず、付与された新株予約権を行使することができるものとする。

対象者である使用人が、欠勤または休職をしている場合、その期間中に限り、本新株予約権を行使できないものとする。

対象者が死亡を理由として退職した場合、新株予約権の相続は認めないものとする。

新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分は認められないものとする。

その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議により決定する。

(7) 新株予約権の消去事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に(6)の に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は当該新株予約権については無償で消却できる。

(8) 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成14年6月27日開催予定の当社第33回定時株主総会において、新株予約権の付与が承認可決されることを条件といたします。

以上